

a サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ハ サービス提供体制強化加算Ⅰ) 12単位
- ニ サービス提供体制強化加算Ⅱ) 6 単位
- ホ サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6 単位

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

イ 介護予防特定施設入居者生活介護費（1 日につき）

- Ⅰ 要支援 1 203単位
- Ⅱ 要支援 2 469単位

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費（1 月につき）

注 1 指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス基準第230条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）において、イについては、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同項において規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定介護予防特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として、都道府県知事に届け出た指定介護予防特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき12単位を所定単位数に加算する。

3 イについては、看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定介護予防サービス基準第242条第 1 項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に 1 回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1 月につき80単位を所定単位数に加算する。

11 介護予防福祉用具貸与費（1 月につき）

指定介護予防福祉用具貸与事業所（指定介護予防サービス基準第266条第 1 項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注 1 搬出入に要する費用は、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス基準第266条第 1 項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定介護予防サービス基準第270条第 5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定介護予防福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3 分の 2 に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の 3 分の 2 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の 3 分の 1 に相当する額を当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防福祉用具貸与費の 3 分の 1 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第 1 項に規定する車いす、同告示第 2 項に規定する車いす付用品、同告示第 3 項に規定する特殊寝台、同告示第 4 項に規定する特殊寝台付属品、同告示第 5 項に規定する床ずれ防止用具、同告示第 6 項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない。

○厚生労働省告示第93号

介護保険法（平成九年法律第百一十号）第四十一條の二第一項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに該当する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十号）の二條を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年四月一日 厚生労働大臣 外 添 要 1
別表及びそのものに定める。

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1 夜間対応型訪問介護費

- イ 夜間対応型訪問介護費Ⅰ) 別に厚生労働大臣が定める単位数
- ロ 夜間対応型訪問介護費Ⅱ) 1 月につき2,760単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の夜間対応型訪問介護従業者（同項に規定する夜間対応型訪問介護従業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービス基準第4条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定する。	
2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が定期巡回サービス（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する定期巡回サービスをいう。）又は随時訪問サービス（同項に規定する随時訪問サービスをいう。）を行う場合は、平成22年3月31日までの間、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
3 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービス（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定するオペレーションセンターサービスをいう。）を行う場合は、24時間通報対応加算として、1月につき610単位を所定単位数に加算する。	
4 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、夜間対応型訪問介護費は、算定しない。	
ハ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、\ については1回につき、J については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。	
\ サービス提供体制強化加算(I)	12単位
J サービス提供体制強化加算(II)	84単位
2 認知症対応型通所介護費	
イ 認知症対応型通所介護費(I)	
\ 認知症対応型通所介護費(i)	
^ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	526単位
b 要介護2	578単位
c 要介護3	630単位
d 要介護4	682単位
e 要介護5	735単位
ー 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	715単位
b 要介護2	789単位
c 要介護3	864単位
d 要介護4	938単位
e 要介護5	1,013単位
、 所要時間6時間以上8時間未満の場合	
a 要介護1	967単位
b 要介護2	1,071単位
c 要介護3	1,175単位
d 要介護4	1,280単位
e 要介護5	1,384単位

J 認知症対応型通所介護費@	
^ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
a 要介護1	477単位
b 要介護2	523単位
c 要介護3	570単位
d 要介護4	617単位
e 要介護5	663単位
ー 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
a 要介護1	645単位
b 要介護2	711単位
c 要介護3	778単位
d 要介護4	844単位
e 要介護5	911単位
、 所要時間6時間以上8時間未満の場合	
a 要介護1	869単位
b 要介護2	962単位
c 要介護3	1,055単位
d 要介護4	1,148単位
e 要介護5	1,241単位
ロ 認知症対応型通所介護費(II)	
\ 所要時間3時間以上4時間未満の場合	
^ 要介護1	
ー 要介護2	235単位
、 要介護3	243単位
a 要介護4	252単位
b 要介護5	260単位
J 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
^ 要介護1	
ー 要介護2	335単位
、 要介護3	348単位
a 要介護4	360単位
b 要介護5	372単位
^ 所要時間6時間以上8時間未満の場合	
^ 要介護1	
ー 要介護2	469単位
、 要介護3	486単位
a 要介護4	503単位
b 要介護5	520単位
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただ	

し、利用者の数又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ\ ^ 若しくは] ^ 又はロ\ の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が 8 時間以上となるときは、算定対象時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位を、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき 50 単位を所定単位数に加算する。

5 指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって法第 7 条第 3 項に規定する要介護者となった者をいう。以下同じ。）に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき 60 単位を所定単位数に加算する。

7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から 3 月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3 月以内の期間に限り 1 月に 2 回を限度として 1 回につき 150 単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から 3 月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を 1 名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

9 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定しない。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ⅰ サービス提供体制強化加算(I) 12 単位

ⅱ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6 単位

3 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1 月につき）

ⅰ 要介護 1 11,430 単位

ⅱ 要介護 2 16,325 単位

ⅲ 要介護 3 23,286 単位

ⅳ 要介護 4 25,597 単位

ⅴ 要介護 5 28,120 単位

注 1 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に登録した者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間 1 月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2	指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第 1 項に規定する通いサービスをいう。）、訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第 1 項に規定する訪問サービスをいう。）及び宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第 5 項に規定する宿泊サービスをいう。）の算定月における提供回数について、登録者 1 人当たり平均回数が、週 4 回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
3	登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。	
4	登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定しない。	
ロ	初期加算	30単位
注	指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。	
ハ	認知症加算	
＼	認知症加算(I)	800単位
J	認知症加算Ⅲ	500単位
注	別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1 月につきそれぞれ所定単位数を加算する。	
ニ	看護職員配置加算	
＼	看護職員配置加算(I)	900単位
J	看護職員配置加算Ⅲ	700単位
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1 月につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、看護職員配置加算(I)を算定している場合は、看護職員配置加算Ⅲは算定しない。	
ホ	事業開始時支援加算	
＼	事業開始時支援加算(I)	500単位
J	事業開始時支援加算Ⅲ	300単位
注 1	＼については、事業開始後 1 年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員（指定地域密着型サービス基準第66条に規定する登録定員をいう。以下同じ。）の100分の80に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所について、平成24年 3 月31日までの間、1 月につき所定単位数を加算する。	
2	J については、事業開始後 1 年以上 2 年未満の指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員の100分の80に満たない指定小規模多機能型居宅介護事業所について、平成24年 3 月31日までの間、1 月につき所定単位数を加算する。	
ヘ	サービス提供体制強化加算	
注	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	

＼	サービス提供体制強化加算(I)	500単位
J	サービス提供体制強化加算Ⅲ	350単位
ハ	サービス提供体制強化加算Ⅳ	350単位
4	認知症対応型共同生活介護費	
イ	認知症対応型共同生活介護費（1 日につき）	
＼	要介護 1	831単位
J	要介護 2	848単位
ハ	要介護 3	865単位
－	要介護 4	882単位
、	要介護 5	900単位
ロ	短期利用共同生活介護費（1 日につき）	
＼	要介護 1	861単位
J	要介護 2	878単位
ハ	要介護 3	895単位
－	要介護 4	912単位
、	要介護 5	930単位
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定地域密着型サービス基準第90条第 1 項に規定する夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数に 1 を加えた数以上の数の介護従業者（指定地域密着型サービス基準第90条第 1 項に規定する介護従業者をいう。）を配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、夜間ケア加算として、1 日につき25単位を所定単位数に加算する。	
3	ロについて、医師が、認知症（介護保険法第 8 条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して 7 日を限度として、1 日につき 200単位を所定単位数に加算する。	
4	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1 日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注 3 を算定している場合は算定しない。	
5	イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前30日を上限として 1 日につき80単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。また、この場合において、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。	

ハ 初期加算		30単位
注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。		
ニ 医療連携体制加算		39単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、1日につき所定単位数を加算する。		
ホ 退居時相談援助加算		400単位
注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。）及び老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。）又は地域包括支援センター（法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。）に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として算定する。		
ヘ 認知症専門ケア加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
┆ 認知症専門ケア加算(I)		3単位
┆ 認知症専門ケア加算(II)		4単位
ト サービス提供体制強化加算		
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。		
┆ サービス提供体制強化加算(I)		12単位
┆ サービス提供体制強化加算(II)		6単位
┆ サービス提供体制強化加算(III)		6単位
5 地域密着型特定施設入居者生活介護費		
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）		
┆ 要介護1		571単位
┆ 要介護2		641単位
┆ 要介護3		711単位
┆ 要介護4		780単位
┆ 要介護5		851単位
注 1 指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下「利用者」という。）の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。		
2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。		
3 看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関（指定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機関をいう。）又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医療機関連携加算として、1日につき80単位を所定単位数に加算する。		
ロ 夜間看護体制加算		10単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。		
6 地域密着型介護福祉施設サービス		
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費		
┆ 地域密着型介護福祉施設サービス費(I)（1日につき）		
┆ 要介護1		589単位
┆ 要介護2		660単位
┆ 要介護3		730単位
┆ 要介護4		801単位
┆ 要介護5		871単位
┆ 地域密着型介護福祉施設サービス費(II)（1日につき）		
┆ 要介護1		651単位
┆ 要介護2		722単位
┆ 要介護3		792単位
┆ 要介護4		863単位
┆ 要介護5		933単位
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費		
┆ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(I)（1日につき）		
┆ 要介護1		669単位
┆ 要介護2		740単位
┆ 要介護3		810単位
┆ 要介護4		881単位
┆ 要介護5		941単位
┆ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(II)（1日につき）		
┆ 要介護1		669単位
┆ 要介護2		740単位
┆ 要介護3		810単位
┆ 要介護4		881単位
┆ 要介護5		941単位
ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費		
┆ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）		
┆ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)		
┆ 要介護1		753単位
┆ 要介護2		820単位
┆ 要介護3		888単位
┆ 要介護4		955単位
┆ 要介護5		1,022単位

－	経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅱ)	
a	要介護 1	815単位
b	要介護 2	882単位
c	要介護 3	950単位
d	要介護 4	1,017単位
e	要介護 5	1,084単位
Ⅰ	旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1 日につき）	
^	旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ)	
a	要介護 1	753単位
b	要介護 2 又は要介護 3	857単位
c	要介護 4 又は要介護 5	988単位
－	旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ)	
a	要介護 1	815単位
b	要介護 2 又は要介護 3	919単位
c	要介護 4 又は要介護 5	1,050単位
ニ	ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護福祉施設サービス	
\	ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1 日につき）	
^	ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ)	
a	要介護 1	820単位
b	要介護 2	887単位
c	要介護 3	955単位
d	要介護 4	1,022単位
e	要介護 5	1,089単位
－	ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ)	
a	要介護 1	820単位
b	要介護 2	887単位
c	要介護 3	955単位
d	要介護 4	1,022単位
e	要介護 5	1,089単位
Ⅱ	ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1 日につき）	
^	ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅰ)	
a	要介護 1	820単位
b	要介護 2 又は要介護 3	924単位
c	要介護 4 又は要介護 5	1,055単位
－	ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ)	
a	要介護 1	820単位
b	要介護 2 又は要介護 3	924単位
c	要介護 4 又は要介護 5	1,055単位
注 1	イ、ロ、ハ\ 及びニ\ については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第130条第 1 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（同項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）（介護保険法施行法（平成 9 年法律第124号）第13条第 1 項に規定する旧措置入所者（以下「旧措置入所者」という。）に対して行われるものを除く。）を行っ	

た場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 ハ\ 及びニ\ については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護（旧措置入所者に対して行われるものに限る。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 ロ及びニについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1 日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1 日につき22単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

 \ 看護体制加算Ⅰ)イ 12単位

 Ⅱ 看護体制加算Ⅰ)ロ 4 単位

 ^ 看護体制加算Ⅲ)イ 23単位

－ 看護体制加算Ⅲ)ロ 8 単位

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

 \ 夜勤職員配置加算Ⅰ)イ 41単位

 Ⅱ 夜勤職員配置加算Ⅰ)ロ 13単位

 ^ 夜勤職員配置加算Ⅲ)イ 46単位

－ 夜勤職員配置加算Ⅲ)ロ 18単位

8 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1 日につき 5 単位を所定単位数に加算する。

9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき12単位を所定単位数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令第 2 条第 6 号に規定する初老期における認知症によって法第 7 条第 3 項に規定する要介護者となった入所者という。）に対して指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合には、若年性認知症入所者受入加算として、1 日につき 120 単位を所定単位数に加算する。
- 11 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師を 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1 日につき 25 単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症である入所者が全入所者の 3 分の 1 以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われている場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）である入所者の数が 15 以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者（以下「障害者生活支援員」という。）であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを 1 名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1 日につき 26 単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1 月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日につき 246 単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成 17 年 9 月 30 日においてユニットに属する個室以外の個室（以下「従来型個室」という。）に入所している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅳを算定する。
- 16 次のいずれかに該当する者に対して、地域密着型介護福祉施設サービス費、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ、地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅲ、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅳ又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費Ⅴを算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が 30 日以内であるもの
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入所する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者
- ホ 初期加算 30 単位
- 注 入所した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1 日につき所定単位数を加算する。30 日を超える病院又は診療所への入院後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。
- ヘ 退所時等相談援助加算
- Ⅰ 退所前後訪問相談援助加算 460 単位
- Ⅱ 退所時相談援助加算 400 単位
- Ⅲ 退所前連携加算 500 単位

- 注 1 ッについては、入所期間が 1 月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員又は医師のいずれかの職種の者が、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行った場合に、入所中 1 回（入所後早期に退所前相談援助の必要があると認められる入所者にあつては、2 回）を限度として算定し、入所者の退所後 30 日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等（病院、診療所及び介護保険施設を除く。以下同じ。）に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 2 Ⅱについては、入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所時に当該入所者及びその家族等に対して退所後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該入所者の同意を得て、退所の日から 2 週間以内に当該入所者の退所後の居宅地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターに対して、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供した場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。
- 入所者が退所後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入所者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 3 ャについては、入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者（法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者 1 人につき 1 回を限度として算定する。
- ト 栄養マネジメント加算 14 単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設について、1 日につき所定単位数を加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を 1 名以上配置していること。
- ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。
- チ 経口移行加算 28 単位
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったときは、当該計画が作成された日から起算して 180 日以内の期間に限り、1 日につき所定単位数を加算する。

- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- リ 経口維持加算
 - Ⅰ 経口維持加算(I) 28単位
 - Ⅱ 経口維持加算(Ⅱ) 5 単位
 - 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者ごとに入所者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1 日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅱ)を算定している場合は、経口維持加算(I)は、算定しない。
 - イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。
 - ロ 経口維持加算(Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者であって医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- ヌ 口腔機能維持管理加算 30単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場合であって、当該施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合には、1 月につき所定単位数を加算する。
- ル 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設において行われていること。
- ヲ 看取り介護加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合にあっては、死亡日以前 4 日以上30日以下については 1 日につき80単位を、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき680単位を、死亡日については 1 日につき1,280単位を死亡月に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

- ワ 在宅復帰支援機能加算 10単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護老人福祉施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1 日につき所定単位数を加算する。
- イ 入所者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- カ 在宅・入所相互利用加算 30単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型介護福祉施設サービスを行う場合にあっては、1 日につき所定単位数を加算する。
- ヨ 小規模拠点集合型施設加算 50単位
- 注 同一敷地内に複数の居住単位を設けて指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護を行っている施設において、5 人以下の居住単位に入所している入所者については、1 日につき所定単位数を加算する。
- タ 認知症専門ケア加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- Ⅰ 認知症専門ケア加算(I) 3 単位
- Ⅱ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位
- レ サービス提供体制強化加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設が入所者に対し指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日常生活継続支援加算を算定している場合は、算定しない。
- Ⅰ サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- Ⅱ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6 単位
- Ⅲ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位
- 厚生労働省令第50号
介護保険法（平成九年法律第百一十二号）第五十四条の二第一項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百一十八号）の二語を次のものに改出し、平成二十一年四月一日から適用する。
平成二十一年四月一日 厚生労働大臣 外添 昭一
司 委 員 会 長 官 による。

別表

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- イ 介護予防認知症対応型通所介護費(I)
 - Ⅰ 介護予防認知症対応型通所介護費(i)
 - Ⅰ 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
 - a 要支援 1 460単位
 - b 要支援 2 509単位